

表1 組合員期間種別による支給率等

算入 順序	期間種別	基礎となる 給料年額	支給率		適用期間及び対象者等
			1年あたりの 基本率	1年あたりの 加算率	
①	年金条例 職員期間 恩給公務 員期間	(退職1年 前の給料 の1号上 位の給料 月額) × 12	17年までの 年数に対 して $\frac{1}{51}$	17年を超え る年数に 対して $\frac{1}{150}$	○地方公共団体の恩給条例の適用を受けていた職員で37.11.30 までの期間 ○恩給法の適用または準用を受けた職員で37.11.30までの期間 校長・訓導・教諭・地方教官・養護教諭・養護訓導・助教諭 (中等程度)・青年学校助教諭・事務職員(吏員相当)・軍人・ 軍属(雇傭人を除く)等 準教育職員が引続いて同程度の教育職員となった場合の当該 準教育職員期間 教授心得・助教助心得・教諭心得・助教諭心得・准教諭心得 ・准訓導・准教員・教官心得・常勤講師・助教諭(初等程度) 等 ○外国政府、外国特殊法人、外国特殊機関の職員として20.8.8 まで引き続いた期間
②	旧長期組 合員期間	(退職の月 の初日の 給料月額) × 12	1と合算し て20年ま での年数に 対して $\frac{1}{60}$	1及び左欄 の期間と合 算して20年 を超える年 数に對して $\frac{1}{90}$	○24.10.1～33.12.31までの旧国家公務員共済組合員期間 恩給法の適用、準用・年金条例の適用を受けない者 準教育職員が同程度の教育職員に引き続かない場合の当該 期間 小 中 校一助教諭・養護助教諭・常勤講師・雇傭人等 高 校一常勤講師・雇傭人等 事務職員一雇・主事補・その他の雇傭人等 ○30.1.1～37.11.30までの旧市町村職員共済組合員期間 市町村の雇傭人(公立学校を除く) ○旧勅令に基づく共済組合員期間 国の旧法施行前の政府職員である雇傭人 印刷・郵政・林野・国鉄・専売・電々等の共済組合 陸軍・海軍共済組合の組合員期間 陸・海軍の軍属である雇傭人 朝鮮総督府・台湾総督府・日本製鉄八幡共済組合の組合員 期間
③	共 済 控除期間	(退職の月 の初日の 給料月額) × 12	①②と合算 して20年ま での年数に 対して $\frac{1.1}{120}$	①②及び左 欄の期間と 合算して20 年を超える 年数に對し て $\frac{1.1}{180}$	○さかのぼって組合員期間とみなされた期間であり、掛金の納 付もなかった期間 ○24.10.1まで引き続く公務員期間のうち、旧国家公務員共済組 合にかかる旧長期組合員の範囲と同種の期間 ○30.1.1まで引き続く公務員期間のうち、旧市町村公務員共済 組合にかかる旧長期組合員の範囲と同種の期間とみなされる。
④	職員期間	(退職の月 の初日の 給料月額) × 12	①～③と合 算して20年 までの年数 に對して $\frac{1.1}{120}$	①～③及び 左欄の期間 と合算して 20年を超え る年数に對 して $\frac{1.1}{180}$	○37.12.1まで引き続く地方又は34.1.1まで引き続く国の職員で ある期間のうち、①～③の期間を除き、何ら年金制度の対象 とならなかった期間 代用教員、助教、講師嘱託、教授嘱託、指導員、指導員嘱 託、事業嘱託、その他の雇傭人
⑤	新法期間	(退職前1 年間の給 料総額) —	①～④と合 算して20年 までの年数 に對して $\frac{2}{100}$	①～④及び 左欄の期間 と合算して 20年を超え る年数に對 して $\frac{1.5}{100}$	○職名に関係なく常時勤務に服する公務員で37.12.1以後の組 合員期間 ○雇傭人に相当するもので34.1.1以後の期間
	資格期間	—	—	—	○①～⑤までの期間で年金受給資格が生じない場合に、この期 間を加えることにより20年の年金年限に達するときに限り加 えられる期間 ○37.12.1までに引き続かない公務員期間で、①～⑤に該当し ない期間 ○この期間は、年金受給資格の判定のみに価値があり給付額算 定の基礎には算入されない。

注 ①～④までの各欄ごとの1年未満の端月数は、それぞれの期間の計算において切り捨てられ、⑤の期間に加えて計算される。